知多市告示第１３９号

知多市普通財産売払い事務取扱要綱（平成２６年知多市告示第９３号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１０月２３日

知多市長　伊　藤　清一郎

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別紙

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この要綱は、知多市公有財産管理規則（昭和５１年知多市規則第１５号。以下「規則」という。）第３３条の規定による普通財産（土地及び建物に限る。以下同じ。）の売払い（知多市区有財産等の処分に伴う区の公共施設整備等事業費交付金交付要綱（令和８年知多市告示第８５号）及び知多市廃道敷等の処分事務処理要綱（平成２２年知多市告示第９９号）の規定の適用を受けるものを除く。）について必要な事項を定めるものとする。 （売払いの方法） 第４条　（略） 第１号及び第２号　（略） (3) 既に２年以上貸し付けている普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払いを行うとき。 (4)　(略) (5) 知多市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱（令和８年知多市告示第１０５号）第１２条第１項の規定により随意契約を行うとき。	（趣旨） 第１条　この要綱は、知多市公有財産管理規則（昭和５１年知多市規則第１５号。以下「規則」という。）第３３条の規定による普通財産（土地及び建物に限る。以下同じ。）の売払い（知多市区有財産等の処分に伴う区の公共施設整備等事業費交付金交付要綱（令和４年知多市告示第３１号）及び知多市廃道敷等の処分事務処理要綱（平成２２年知多市告示第９９号）の規定の適用を受けるものを除く。）について必要な事項を定めるものとする。 （売払いの方法） 第４条　（略） 第１号及び第２号　（略） (3) 既に貸し付けている普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払いを行うとき。 (4)　(略) （新設）

改正後	改正前
(6)　(略) 2　(略)	(5)　(略) 2　(略)